

相続定期預金

2026年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	・相続定期預金
2. ご利用いただける お客さま	<p>・金融機関での相続手続き完了後1年以内に、相続により取得された資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま。(当金庫以外の預金、相続により取得した不動産や株式等の換金代金も預入可能です。)</p> <p>・お預け入れの際には「お預けされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」・お預け入れの際には「お預けされる方が相続人であること」が確認できる書類が必要となります。</p> <p>【例】・遺産分割協議書の写し　・金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し</p> <p>・戸籍謄本の写し　・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言検認済のもの)の写し</p> <p>・法定相続情報一覧図　・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し</p>
4. 預入期間	<p>6か月、1年</p> <p>自動継続定期預金(元金継続のみ)のお取り扱いとなります。</p> <p>お利息をお受け取りいただくための普通預金口座が必要です。</p>
5. 預入方法	・一括してお預け入れいただけます。(ただし、複数口座に分割することができます。)
6. 預入金額	<p>・100万円以上～相続により取得した金額の範囲内</p> <p>(相続により取得した不動産や株式等の換金代金もお預け入れできます。)</p> <p>マル優などの利用を図るため、100万円以上の複数の口座に分割することができます。</p>
7. 預入単位	・1円単位
8. 払戻方法	・満期日以後に、それぞれ一括してお支払いいたします。
9. 利息	<p>固定金利方式</p> <p>(1)適用金利 6ヶ月もの 預入される金額に応じた店頭金利(スーパー定期預金(1,000万円未満) 又は大口定期預金(1,000万円以上)に0.20%上乗せした金利を、満期日まで適用いたします。 1年もの 預入される金額に応じた店頭金利(スーパー定期預金(1,000万円未満) 又は大口定期預金(1,000万円以上)に0.15%上乗せした金利を、満期日まで適用いたします。 ※募集期間内にお預け入れいただいたものに限ります。 ・上記金利の適用は、初回満期到来時までとさせていただきます。 ・自動継続後の適用利率は、満期日当日の店頭表示金利を適用いたします。</p> <p>(2)付利方法 ・満期日以降に一括してお支払いいたします。</p> <p>(3)計算方法 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で計算いたします。</p>
10. 税金	<p>・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(分離課税)がかかります。</p> <p>(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)</p> <p>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>
11. 付加できる特約事項	・マル優対象の方は、非課税でのお取り扱いができます。

12. 手数料	・手数料はかかりません。
13. 中途解約時のお取り扱い	<p>・この定期預金は原則、満期日前解約はできません。</p> <p>ただし、やむを得ないご事情により、お客さまから期限前にご解約を申し出られた場合、当金庫がこれを認めて期限前の解約に応じることがあります。</p> <p>・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率にて、預入日から解約日の前日までの日数について計算し、このご預金とともにお支払いいたします。</p> <p>※ただし、普通預金利率がこの預金の約定利率を上回った場合には、約定利率を超えないものとします。</p>
14. 金利情報の入手方法	・金利(年利回り)は、店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
15. 苦情処理措置	<p>・本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店またはお客さまサービス担当(9:00~17:00) 0800-170-6314までお申し出ください。</p>
16. 紛争解決措置	<p>・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、上記弁護士会、当金庫お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> </div>
17. その他参考となる事項	<p>・当金庫以外の金融機関の相続手続きをされた方は、金融機関に提出した相続関連書類の写し・遺言書の写し・遺産分割協議書の写し等の書類をご提示いただけます。</p> <p>・この定期預金は、他の優遇金利定期預金商品との金利上乘せの併用はできません。</p> <p>・自動継続方式(元金継続)のお取り扱いとなるため、普通預金口座が必要となります。</p> <p>・継続を停止した場合のお利息は、満期日以降にこのご預金とともにお支払いいたします。</p> <p>この場合、満期日以降のお利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算いたします。</p> <p>・指定口座にお利息を入金する際、満期日が当金庫の休業日であったときは、その休業日付で翌営業日にお利息指定口座へご入金いたします。</p> <p>・定期預金通帳及び総合口座通帳でのお取扱いが可能です。(定期預金通帳の場合、別途普通預金口座が必要となります。)</p> <p>・この定期預金は、預金保険制度の対象預金です。</p> <p>預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)</p> <p>・金利環境変化等により、募集期間中であっても適用金利変更や募集中止する場合がございます。</p>